# 狭あい道路整備に関する助成制度の概要及び整備基準

池田市では平成14年4月1日付で狭あい道路整備に関する要綱を制定して幅員4m未満の道路に接し 建築物の建築行為等を行う場合には、建築確認申請等に先立ち土地所有者等と後退部分に係る土地 についての事前協議を行い、協議が整い整備が完了すれば、応分の助成を行っております。

### 要綱の概要

- 1. 対象道路:建築基準法第42条第2項、第43条第2項及び附則第5項に規定する道路 又は空地のうち、市道、市所有道路及び市所有水路敷
- 2. 対象行為:建築確認申請、建築許可申請及びブロック塀の設置など
- 3. 助成項目:分筆·登記費、側溝工事費、舗装工事費

#### 4. 助成基準

- ①分筆・登記費の助成を受けようとする場合は、当該敷地の周囲の境界が確定していること。
- ②側溝は原則、現場打ちコンクリートU型 0.50m(流水面0.20m、立上り部0.15m×2)とする。
- ③舗装断面は5種(表層0.05m、路盤0.15m)とする。
- ④舗装面積は原則、後退に係る部分を助成の対象とする。
- ⑤助成を受ける場合、後退部分全てまたは道路部分の寄附が必要。
- 5. 助成の標準額

① 分筆・登記費:1件当たり 330,000円② 側溝工事費 :1 m当たり 38,000円③ 舗装工事費 :1 m当たり 12,000円

- 6. 協議の窓口:事前協議は都市整備部審査指導課にて
- 7. 申請受付:都市整備部土木管理課にて受付致しますので、協議終了後土木管理課と協議して下さい。
- 8. 適応除外:①営利を目的とする団体が不動産の分譲・賃貸を目的とする事業に伴って行うもの。
  - ②市税を滞納している者が行うもの。
  - ③後退部分を自己で自主管理するもの。

### 助 成 基 準

I. 助 成 の 率

耳	助 成 項 目 か 成 区 分	分 筆・登 記	舗装工事	側 溝 工 事
1	1全て寄附2指定建築線分寄付	標準分筆 登記費×100%	標準工事費×100%	標準工事費×100%
2	後退分寄附 側溝分無償使用承諾	標準分筆 登記費×100%	標準工事費×100%	_
3	自主管理			_

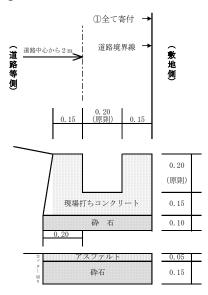
※ 助成区分①および②については、整備・寄付した側溝へ蓋掛けをする場合に道路法24条および その他関連法令に基づく申請が寄附完了後に必要となりますので、蓋掛けの計画がある場合に は、これらについても土木管理課(占用担当)と事前協議を行って下さい。

(蓋掛け範囲および蓋の仕様等について許可基準がありますので、事前協議の際に確認して下さい。)

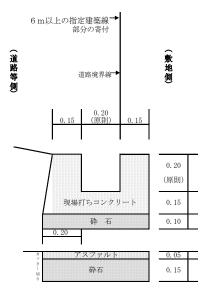
# 道路境界等に設置する側溝整備及び舗装基準

- 1 道路境界等に設置する側溝及び舗装は下記の形状とする。但し、本市より指示があった場合は、その形状による。
- 2 寄附及び市管理区域内等の側溝整備は、その管理者と協議の上、形状を決定するものとする。
- 3 側溝の放流方法及び放流先については、その管理者と協議すること。
- 4 後退による既設側溝の設置替及び二重側溝の場合は、管理者と協議すること。
- 5 舗装の接続部分はカッター切にて舗装するものとする。

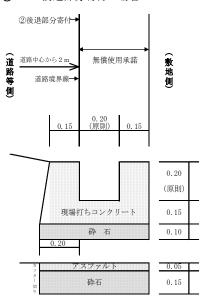
### ①-1 全て寄付の場合



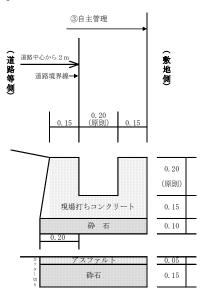
①-2 指定建築線の場合



② 後退部分寄付の場合



### ③ 自主管理の場合



### 池田市都市整備部土木管理課

072-752-1111(内線 353) 助成基準に関して 072-752-1111(内線 350) 側溝整備及び舗装基準に関して